



公益財団法人ヒロセ財団がヒロセ電機<6806>株式の大量保有報告書を提出



東証1部のヒロセ電機<6806>について、公益財団法人ヒロセ財団が2月21日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「財団の基本財産として保有。」によるもの。

報告書によると、公益財団法人ヒロセ財団のヒロセ電機株式保有比率は、5.36%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、1995年2月10日。